

## 規制所管府省が主体的・積極的に規制改革に取り組むシステムの構築 (規制のPDCA) について (骨子素案)

### 1 趣旨

規制改革の推進に資するため、規制を横断的に把握できる仕組みの整備・活用等により、規制を所管している府省が主体的・積極的に規制改革に取り組むシステムを構築する。

### 2 現状の問題点

#### (1) 規制の定期的・横断的な見直しの状況

規制の定期的・横断的な見直しについては、「規制改革推進のための3か年計画(再改定)」（平成21年3月31日閣議決定。以下「平成21年決定」という。）のほか、累次の閣議決定もなされていたが、必ずしも持続的な取組とはならなかった。

#### (2) 規制を横断的に把握する仕組み

規制の目的、費用・便益等を横断的に把握する仕組みについては、規制を社会経済情勢等に適合するよう効果的に改革する上で有益と考えられるが、政策評価における事前評価の一部を除き、そのような仕組みはない。

なお、「許認可等台帳」は、根拠が告示以上の「許認可等」について用語を単位として把握する仕組みであり、規制の目的、費用・便益等は把握されていない。また、根拠が告示未満の「許認可等」、「許認可等」以外の規制（「義務付け」、「禁止」等）については、台帳も整備されていない。

#### (3) 規制改革と政策評価との関係

規制所管府省における規制改革において、政策評価結果が必ずしも活用されてはならず、規制改革担当大臣と総務大臣が連携する特段の仕組みも設けられていない。

### 3 具体的なシステムの考え方

#### (1) 見直し基準

##### ①見直し対象

規制(注)のうち、法律、法規命令(政令、省令、告示等)、通知・通達

等を根拠とするもの

(注)「規制」とは、国及び地方公共団体が企業・国民活動に対して特定の政策目的のために関与・介入するものを指す。

## ②見直しの視点

見直しの視点については、平成 21 年決定及び過去の累次の閣議決定を踏まえ、次のとおりとする。

- i 経済的規制は原則廃止、社会的規制は必要最小限との原則の下での規制の抜本的見直し
- ii 許可制から届出制への移行等、より緩やかな規制への移行
- iii 検査の民間移行等規制方法の合理化
- iv 規制内容・手続について国際的整合化の推進
- v 規制内容の明確化・簡素化、許認可等の審査における審査基準の明確化、申請書類等の簡素化
- vi 事前届出制から事後届出制への移行等事後手続への移行
- vii 許認可等の審査・処理を始めとする規制関連手続の迅速化
- viii 規制制定手続の透明化
- ix 不合理な規制の是正による社会的な公正の確保

## ③法令等に「見直し条項」がない場合の見直し期限の設定

全ての規制に「見直し間隔」を設定し、「見直し間隔」は最長 5 年

## (2) 見直しの実効性を担保する仕組み

### ①見直し過程の透明化

見直し結果等の公表を義務付け

### ②見直し過程の管理

見直し結果等について、定期又は随時に規制改革会議への報告を義務付け

## (3) 規制シートの整備

規制を横断的に把握する仕組み（以下「規制シート」という。別紙イメージ参照）を整備。規制シートは、規制所管府省が、その作成を通じて、主体的・積極的な規制改革に取り組むことを目的

### ①規制シートの主な記載項目

- 規制目的及び規制内容（受益者、負荷を受ける者、効果を含む。）
- 規制と関連する予算

- 規制の最近の改廃経緯（見直し結果及び政策評価結果を含む。）
- 規制を維持、改革又は新設する理由（改革の場合は方向性を含む。）
- 次の見直し時期

#### ②規制シートの作成単位

- 規制の根拠となる法律及びそれに基づく政省令等（以下「法律体系」という。）ごとに1つ作成することを原則
- 一の法律体系の中に内容等を異にする規制が混在する場合は、内容等ごとに適切な単位により規制シートを作成

#### （4）「許認可等台帳」の活用

「許認可等台帳」において、「許認可等」と規制シートとの対応関係が明確になるよう、新たに欄を追加

### 4 規制所管府省による主体的・積極的な規制改革の推進

#### （1）規制シート及び政策評価結果を活用した規制改革

- ①規制所管府省は、規制シートを作成（関連する政策評価結果も活用）
- ②規制所管府省は、規制シート（関連する通知・通達等を添付）及びその作成状況・予定を、定期的（年に1回程度）に規制改革会議に送付し、公表
- ③規制改革会議は、規制シート等について、必要に応じ、規制所管府省をヒアリングし、「意見」等を表明

#### （2）規制シートの整備状況の進捗管理

- ①規制シートの作成については、持続的な取組となるよう、規制シート作成に係る負担も勘案し、分野等ごとに作成するなど一定のルールの下、段階的に対応（5年以内に全ての規制シートを整備するよう努める。5年後に整備状況を踏まえ、その後の整備の進め方を見直し）
- ②規制シートの作成状況の把握については、以下により対応
  - ・シートに含まれる「許認可等」については、「許認可等台帳」を活用
  - ・シートに含まれる「許認可等」以外の規制については、その網羅的な把握手法等を引き続き検討

#### （3）規制改革担当大臣と総務大臣の連携

規制改革の推進のため、規制改革担当大臣と総務大臣は連携。この連携の下で次の取組を実施

- ①規制改革担当大臣は、重要な規制改革事項を総務大臣へ通知

- ②総務大臣は、重要な規制改革事項に関連する政策評価に対する点検結果を規制改革担当大臣へ通知
- ③総務大臣は、重要な規制改革事項に関し、必要に応じ行政評価等を実施

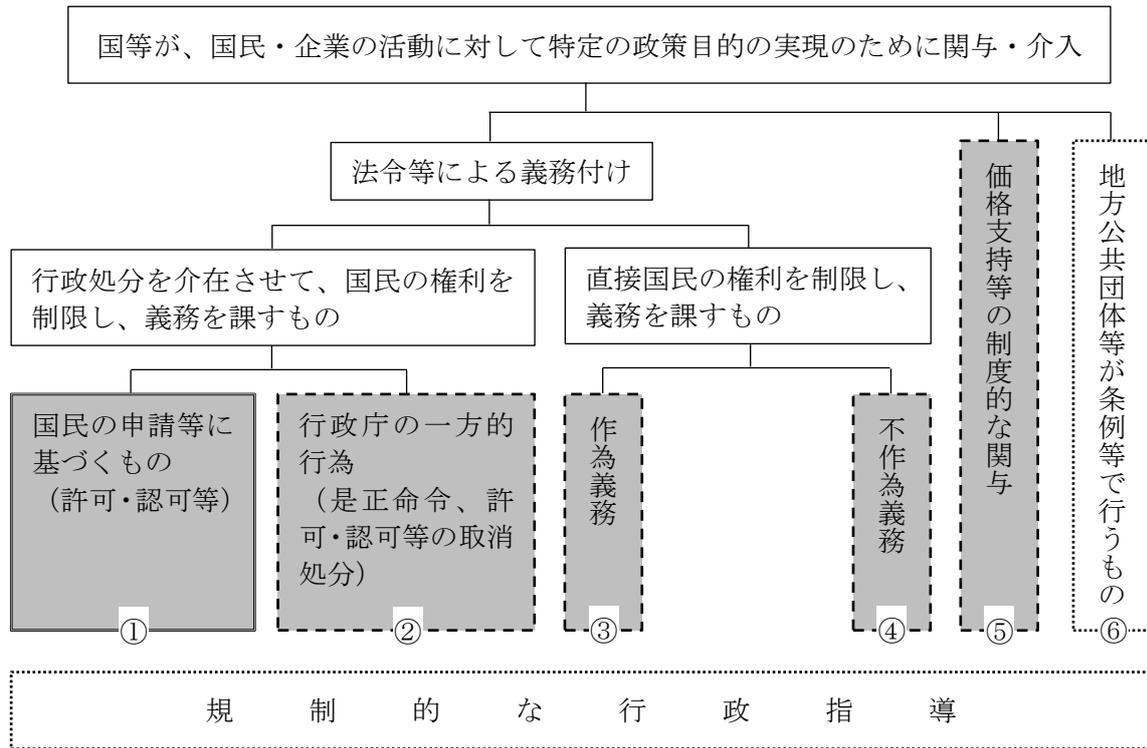


規制シート(イメージ)

(別紙)

規制の名称		所管府省	
根拠法令等		担当課等	
規制目的			
規制内容の概要		関連する予算	
規制の最近の改廃経緯		関連する政策評価結果	
規制を維持、改革又は新設する理由		規制の維持、改革又は新設の別	
(規制を改革する場合の改革の方向性)			
見直し条項			
次の見直し時期			

## (公的規制の体系)



■ は規制シートの作成対象

〔例〕

- ①…営業開始の許可、施設・設備の変更の認可、運賃・料金の設定（変更）の許可、製品・施設等に関する検査など
- ②…基準や法令に違反した場合等における改善命令、営業停止命令、許可・認可等の取消処分など
- ③…指定された期間内における業務開始義務、運賃、契約約款等の揭示義務、成分等の表示義務、帳簿の記載・備付け義務など
- ④…他業務の兼業の禁止、不当な勧誘等の禁止、公衆の利便を阻害する行為の禁止、名義貸しの禁止など
- ⑤…農産物に係る生産者・実需者取引価格の行政等による設定など
- ⑥…宅地開発等指導要綱、ふぐ調理師の免許、景観条例など

### 【規制シートの作成状況の管理】

- ①・・・「許認可等台帳」の対象であり、「許認可等台帳」を活用して規制シートの作成状況を管理
- ②～⑤・・・「許認可等台帳」の対象外であり、規制の網羅的な把握手法等を引き続き検討
- ⑥・・・規制シートの作成対象外（地方公共団体等が法令等によらず自主的な判断で定めた条例等で行うものに限る）

### 【規制の根拠となる法令等のレベル】

	①許認可等	②是正命令等	③作為義務	④不作為義務	⑤価格支持等	⑥条例等
法律						
政令						
省令・告示						
通知・通達等 (局長通知等)						